

## 浜田地区広域行政組合において浜田市の規則を準用する規則

平成17年9月30日

規則第11号

改正 平成18年10月13日規則第3号 平成19年3月30日規則第1号

平成20年3月1日規則第1号

第1条 浜田地区広域行政組合における次に掲げる事項に関する規則については、それぞれ浜田市の規則を準用する。ただし、制度又は組織の相違により、浜田市の規則を準用することが不合理を生ずる場合は、その取扱いに関して管理者が別に定める。

- (1) 表彰及び顕賞に関する事項
- (2) 事務処理に関する事項
- (3) 行政手続に関する事項
- (4) 聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する事項
- (5) 情報公開に関する事項
- (6) 個人情報保護に関する事項
- (7) 職員の任用に関する事項
- (8) 臨時及び非常勤職員の雇用に関する事項
- (9) 職員の分限の手続及び効果に関する事項
- (10) 職員の定年等に関する事項
- (11) 職員の再任用に関する事項
- (12) 職員の職務に専念する義務の特例に関する事項
- (13) 職員の勤務時間、休暇等に関する事項
- (14) 職員の育児休業等に関する事項
- (15) 職員の自己啓発等休業に関する事項
- (16) 職員の被服貸与に関する事項
- (17) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事項
- (18) 職員の給与の支給に関する事項
- (19) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する事項
- (20) 職員の管理職手当に関する事項

第1編 総規（浜田地区広域行政組合において浜田市の規則を準用する規則）

- (21) 職員の通勤手当に関する事項
- (22) 職員の管理職員特別勤務手当に関する事項
- (23) 職員の児童手当の支給に関する事項
- (24) 職員等の旅費に関する事項
- (25) 財務に関する事項
- (26) 契約に関する事項

第2条 前条の場合において、浜田市の規則中「浜田市」、「市」又は「本市」とあるのは「浜田地区広域行政組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「副市長」とあるのは「副管理者」と、「部長」とあるのは「事務局長」と、「浜田市職員」とあるのは「浜田地区広域行政組合職員」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条第25号中様式の規定に関する部分は、平成18年度の年度分以後の財務事務について適用し、平成17年度分までの財務事務については、市町村合併により廃止された浜田市財務規則（平成5年浜田市規則第7号）の例による。

附 則（平成18年10月13日規則第3号）

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。